# 広報かしわ

編集発行　千葉県柏市総務課調査係


**市の人口**
8月1日現在
人口　62.675
（前月比増242）
世帯数　13.386
（前月比増76）

〔写真は（千代田町）水道事務所前通りの舗装工事〕

## 国保優良家庭を表彰

市では国民健康保険優良健康家庭の表彰を7月19日から22日までの4日間に亘り地区別に実施しました。表彰の対象となつた世帯は保険税を完納しており、しかも昭和32年から昭和34年までの3ヶ年間に国保診療をうけなかつた世帯であります。

3年間無診療世帯　（1位）
2年間無診療世帯　（2位）
1年間無診療世帯　（3位）

と3通りに分け国民健康保険才1回の優良家庭の表彰を行いました。

社会保障制度に深い御理解と本事業に対し積極的協力をして下さつた方々に深く謝意を表すと共に健康で明るい家庭に対して心からお喜び申し上げ、本行事を行いました。

この行事は今後毎年行う予定でおりますが年々優良健康家庭が増加することを願んでおります。

今回の表彰された方々を地区別に見ますと次のとおりであります。

| | 柏 | 田中 | 富勢 | 土 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3年間無診療 | 28 | 16 | 4 | 17 | 65 |
| 2年間無診療 | 44 | 17 | 11 | 15 | 87 |
| 1年間無診療 | 191 | 79 | 35 | 59 | 364 |
| 計 | 263 | 112 | 50 | 91 | 516 |

## 着々進む道路舗装

本年度は7路線約10,600平方米の道路舗装を計画、すでに完了したものは5路線約4,300平方米計画の40%強が完成した訳です。残りの2路線も9月中に完成する見込です。

## 10月1日は国勢調査

### 市に250余の調査区

今年は国勢調査の年で、10月1日には全国いつせいに国勢調査が行なわれることになつています。

ご承知のように、国勢調査は、大正9年の第1回調査以来5年ごとに過去8回行なわれており、その点他の統計調査にくらべ、非常に歴史が永いわけであります。近時社会が進んでくるに従つて、国勢調査の結果から得ようとする資料は、ますます詳細かつ複雑になつて来ますので、世帯の人に申告をもとめようとする事項も複雑になり、世帯の人に、そのような事項の定義や趣旨をよくのみこんでおいてもらわないと正確な申告は期しがたい傾向となつて来ました。

このような事情から、今回の昭和35年国勢調査の実施に当つてあらかじめ概略をお知らせし、しかるべき御協力をわずらわしたいと考えます。

**1. 国勢調査の趣旨と沿革**

(1)国勢調査は統計法（昭和22年法律才18号）に基づいて行なわれる国のもつとも大がかりな、かつ、基本的な統計調査であります。今回は全国で約43万人の調査員が任命され集計完了までに22億円の国費が使われます。

(2)国勢調査は、その才1回調査を大正9年に実施し、以後10年目毎に大規模調査を、その中間5年目にあたる年に簡易な方法による調査を行つて来ました。今回行われる昭和35年国勢調査は10年目毎の大規模調査であります。

(3)国際連合経済社会理事会は、各国の国勢調査の結果から、世界人口に関する情報が得られるよう、統一した基準で国勢調査を実施することを各国に勧告し、これを1960年世界人口センサス計画と呼んでいます。今回実施するわが国の国勢調査も、国連主唱にかゝる世界人口センサス計画の一環として行なわれるという国際的な意義をもつものであります。

**2. 調査の範囲**

(1)調査の地域的範囲は、本邦の全域にわたりますが、事実上わが国の行政権が及ばない地域は除外されます。

(2)調査の人的範囲は、(1)の地域内にあるすべての常住者ということになつています。たゞし外国の軍人軍属やその家族と外交団は除外されます。

(3)常住者とは、各世帯にふだん住んでいる人のことです。長期間出稼ぎや旅行に出ている人の場合「三ヶ月以上」の期間をもつて判定します。

(4)申告の場所は、入院患者の場合6月30日以前入院者は病院で、7月1日以降入院者は自宅で申告します。船員は自宅寄宿下宿などの学生は、その場所。自衛隊内居住者は営舎などと決められています。

**3. 調査の方法と期間**

(1)調査は、総理府統計局が、県市の組織を通じて行なうわけですが、実地調査では、前にのべた全国約43万人の調査員が配置され、各世帯を訪問して調査に当たることになります。

(2)柏市では、各行政連絡員にお願いして、皆様方の調査区の調査員を選んで頂いております。この人達を内閣に報告し辞令が交付されれば、国勢調査員として各世帯を訪問し調査に当ることになります。

(3)調査は、世帯ごとに行なわれることになります。このことは一般世帯についてはあまり問題ではありませんが、生計を別にしている同居人や下宿人などは、同じ家に住んでいても、それぞれ別の世帯となります。

(4)調査は、まず調査日（10月1日）前、9月24日から30日までの間に、調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し、調査票の「世帯主が記入する欄」と「おぼえがき欄」を調査員が10月1日以後再度訪問するときまでに記入しておくよう各世帯の人に依頼することになつています。

(5)つぎに10月1日から3日までの間に調査員が各世帯を再度訪問し、各世帯の人に記入してもらつた調査票を集めながら、調査員が記入する事項について世帯の人に質問します質問するのは次のような事項です。

イ、就業状態
ロ、就業時間
ハ、事業所の名称
ニ、事業の種類
ホ、仕事の種類
ヘ、従業上の地位
ト、従業地
チ、住宅の所有関係
リ、畳数
ヌ、家計の収入の種類

**4. 申告義務と秘密の保護**

(1)国勢調査は統計法に基づいて行われるものであり、統計法では、調査結果の真実性を確保するため、正確に申告することを義務づけております。

（参考）統計法才19条、左の各号に該当する者は、これを6ヶ月以内の懲役若しくは禁錮又は5,000円以下の罰金に処する。(一)申告しない者、又は虚偽の申告をした者、(二)申告を妨げた者

(2)統計法では、国民に対し申告の義務を課すると同時に、調査従事者に対し申告者の秘密を保護すべきことを命じております。すなわち調査票は、統計表を作ること以外に用いてはならないことになつています。

**5. 結果の集計と公表**

(1)記入を終つた約2.000万枚の調査表を、市、県を経て、すべて総理府統計局に送られます。

(2)結果は35年12月までに市町村別の男女人口概数と世帯概数が公表され、ついで明年5月までに官報告示人口が、また10月までに抽出による詳細な結果が公表される予定です。

**6. ご存じですか**

(1)昭和30年の日本の人口は、8千9百28万人でした。

(2)世界の総人口は、約28億5千2百万人です。（1958年国連推計）

(3)日本の人口は、世界で5番目です。中国（6億6千万人）インド（3億9千万人）ソ連（2億1千万人）アメリカ（1億8千万人）の順です。

(4)日本の人口密度は1平方粁当り241人です。これは世界で才3番目で、アメリカの10倍ソ連の28倍に当ります。

(5)日本の人口は1年間に90万人位増加しています。これは1日約4,400人生まれ1,900人死亡し、人2,500増加する計算になります。

(6)日本人の平均寿命は男は6498才、女は69.52才で戦前の男47才、女50才にくらべ著しく延びています。

## 基本選挙人名簿作成

毎年新しく作る基本選挙人名簿について、本年も9月15日現在をもつて調製しなければなりません。今度調製する基本選挙人名簿は本年12月20日より来年の12月19日迄1年間について使用します。

この名簿に登録されなければ、選挙権があつても投票することが出来ませんので、この名簿の調製についてご協力下さるようお願いします。

名簿登録の要件は
昭和35年6月15日までに柏市に居住したもので昭和15年12月20日までに生れた者です。

十二月十九日……次年……名簿有効期間
十二月二十日……確定期日
十二月九日……異議申立に対する決定最終期限
十一月十九日……委員会開催期間
十一月五日……縦覧開始
十一月二日……縦覧異議申立期間
十一月二日……縦覧場所告示期限
十月三十一日……調製期限
九月十五日……調製期日
……調製期間
六月十六日……住所要件期限
……三ヶ月

## 身体障害者巡回相談のお知らせ

8月31日（水）
10.00～3.00
柏一小講堂

身体障害者の方のため、県・日赤等より係が出張して巡回相談を受付けます。

1. 手帳の交付手続の相談
2. 補装具等の相談
3. 国民年金の相談
4. 肢体不自由児童の相談
5. その他障害者の生活相談

などについて希望をもたれる方は印鑑、身体障害者手帳を所持される方は手帳をもつて、この機会を利用されるようおすすめします。

現在柏市内に居住する身体障害者（手帳所持者）は、男118名、女42名、児童27名ですが、他県の状況と比較しますと、恐らくこの数倍の方々が手帳の該当者として潜在するのではないかと予想されますので、関係の人々の理解と積極的な参加が期待されるわけです。

なお不明な点については、直接福祉事務所へお問合わせ下さい。

株式会社　浜田印刷所

# 台風に備え水防演習
# 被害を最小限に

「地震、雷、大事、おやじ」と昔の人はこわいものは、この4つ[illegible]にまで残してくれましたが、近ごろでは「おやじ」に替つて「台風」が一枚加わつてきました

昨年9月の伊勢湾台風のごとく実に死者4,699人、行方不明355名の貴重な生命を失うとともに、家屋の流失破損等、資源の損害は未曾有のことといわれております。

柏市においても昨年8月の7号台風により利根川の溢流堤が洪水のため欠潰し一瞬にして1200ヘクタールの遊水池緊急地帯に冠水し耕作者の汗の結晶である水稲・野菜類を潰滅して大損害を蒙つたことは、今尚、市民の記憶に新たなものがあると思います。

我が本土の地理的情勢からしてとんど定期的に来襲する台風とそれによる災害は宿命的というべ

本年度も10余の台風が発生しておりますが、幸にして本土にはほとんど影響はなかつたものの、これからが本格的シーズンのため油断はなりません。

柏市でも8月8日、出水期を控え市長が陣頭に立ち布施、寺山地先で水防演習を行い、万全を期しております。

◎ 台風に備えて

災害はいつ起るかわかりませんが、台風による場合にはある程度予測することができます。

柏市でも市長を隊長とする災害救助隊を組織して万全を期しておりますが、皆さんも被害を最少限度に防ぐため十分ご注意ください

1. 台風が接近してきたら、ラジオやテレビの気象情報をよくきき、流言などにまどわされないようにしてください。
2. 台風来襲中は、戸締りや火の元に十分ご注意ください。
3. 低地にお住いで、高台の方に親戚や知人のある方は、おとしよりや病人、子供をなるべく台風がくる前に避難させてください。
4. 危険が迫つたときは、食糧と大切なものをいつでも持ち出せるように一包にして置いて下さい。
また懐中電灯や小型ラジオをなるべく準備しておいて下さい。
5. 万一被災した場合は、警察、消防、市の救出隊員の指示に従つて行動してください。

(月の輪作業)

# 少年野球大会

柏市青少年問題協議会では、すでに実施されている青少年の非行化防止のための夜間における「愛のパトロール」につづき、青少年の健全なる精神の育成と体育振興を計る目的により、下記要領にもとづき市内少年の親善野球大会を実施することになりました。

1. 主催　柏市青少年問題協議会
1. 後援　柏市教育委員会、柏市体育協会、柏市野球連盟、柏市社会福祉協議会、柏市連合PTA、柏市校長会
1. 期日　昭和35年8月20日(土) 21日(日) 27日(土) 28日(日)
1. 会場　柏中学校グランド 柏市営野球場
1. 出場資格　出場チームは小学生の部と中学生の部に分かれて小中学生共同一町内に居住する小中学生のみにより編成されたチーム、又は中学生と小学生の混合にて編成されたチームとなつております。

去る8月10日第一小学校講堂に於て行われた、出場参加チーム代表者打合せ会のさい抽せんの結果次のとおり決定した。

なお入場式は8月20日(日) 12時から柏中学校グランドに於て、小、中学生チーム合同で行います。

A = 柏中学校Aグランド
B = 〃 Bグランド
C = 柏市営野球場

# 議会だより

柏市議会昭和35年度才3回臨時会は去る8月4日午后一時から議場で開催され、議案6件の審議を終了して午后3時半に閉会いたしました。その概要は次のとおりです

**議案第1号**

柏市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本年度国民健康保険税の税率を定めるための一部改正で、本年は10月から往診と歯科補てつが新たに給付されることになるので、それに伴う療養給付費用の増加を見込んで算定された。

税率は

1. 所得割　百分の1.45
2. 資産割　百分の9.4
3. 被保険者均等割
被保険者1人について 246円
4. 世帯別平等割
1世帯について 539円

である。(原案可決)

**議案才2号**　財産の取得

現在公共施設用地として使用できる市有地は殆どないので、用地確保のため、普通財産として京葉ガス株式会社より名戸ヶ谷字落合所在の宅地180坪4合を408,426円で取得するというもの。(原案可決)

**議案才3号**

昭和35年度柏市一般会計才出更正予算について

議案才2号の土地取得経費を予備費から財産費えと才出の更正予算の措置をなしたもの。

(原案可決)

**議案才4号**

財産の取得について

柏市立柏中学校の校舎増築をするため提出されたもので、生徒数の増加により教室不足を生じたので、鉄筋コンクリート、三階建校舎(9教室)270.65坪の増築がなされる。(原案可決)

**議案才5号**

工事契約について

議案才4号関連の柏中増築工事の契約について、工事請負金額1千4百万円で粟飯原工務店が施工することになつたもの。

(原案可決)

**議案才6号**

工事契約について

柏都市計画街路柏駅向中原線の舗装工事について、昨年度からの継続事業として残分月246米(延長)×7.5米(巾員)を粗粒式アスファルトコンクリート舗装するもので、工事請負金額268万8千円で東邦工業株式会社(東京都港区赤坂)が施工することになつたもの。(原案可決)

以上で議案審議は終り、閉会後約1時間にわたり議員の全員協議会を開催、日本原水爆協議会よりの要請に基く才6回原水爆禁止及び軍縮世界大会(8月6日より4日間)に対する議会からの代表派遣方について、出席者全員で協議の結果、1名を派遣することとなり、その代表は本年に限り総務委員会の委員より選出することの申し合せを行いました。(その結果、増田副議長、網、吉宮、鈴崎の各議員がそれぞれ1日づつ参加することに決定し出席いたしました。)

# 傍聴規則改正　8月15日から

この程、傍聴人規則が変つて、傍聴券の必要がなくなり、入口で住所、氏名、職業、年令を受付簿に記入すれば傍聴することができます。ただし先着順で定員50人を超えると入ることができません。

傍聴人の規則の改正の主な点は次のとおりです。

1. 傍聴の手続については従来の傍聴券による方法を改め、議会を傍聴するときは指定の入口で自己の住所、氏名、職業、年令を受付簿に記入することによつて傍聴出来うるようにしたこと
2. 学生、生徒その他の団体で傍聴する場合はその代表者が前項の手続をとり傍聴すること。
3. 報道関係者、市職員は議長より会期ごとに交付される傍聴証により傍聴すること。
4. 傍聴人の定員は50人と改めたこと。
5. 特に議長の許可を得た場合の外は傍聴人の傍聴席における写真、映画の撮影又は、録音等を禁止したこと。
7. その他議場への入場禁止、傍聴席に入ることの出来ない者、傍聴席にある者の遵守事項等に若干の改正をみたこと。

# 税務課だより

## 土地・家屋の調査

広報・有線放送その他回覧等によつてすでに御承知の事と存じますが、今年は土地・家屋の調査をしなおす年度になつており、すでにお伺いいたし調査のすんだお宅もございますが、これは3年目毎に行わなければならない固定資産の調査です。方法は全国に示された基準に基いて行われております。皆様方の御理解ある御協力によりまして順調に進んでおり感謝を申上げます。

2人1組でお伺いいたしておりますので、不信の点がありましたら身分証明を見せてもらうか、市役所固定資産税係に御連絡下さい。

## 古い税金について

先月の広報でお知らせした、お忘れになつていると思われる税金について御通知を差し上げたところ、多数御相談においで下され未納金を大部分解決して頂きました一部御相談においでになりません方々には、更に御通知を差し上げましたので一日も早く納めて下さるようお願いいたします。

# 成人学校のお知らせ

成人学校が始まりました。今回約500名以上の申込があり、特に希望の多い9科目(ペン習字、自動車、洋裁、話し方、教育、料理写真、手芸、ろうけつ染)を実施することになりました。

このうち後期分(9月から)の写真とろうけつ染の2科目は、追加募集を受付けますので、希望の方は至急社会教育課へお申込み下さい。

なお、教育講座は次のように開き、誰でも聴講できますから、是非御利用下さい。

8月20日、27日、学校教育
9月3日、10日、子供のしつけ(千葉大学四宮助教授)
9月17日　純潔教育

【写真説明】

前号で御紹介した青年の教育キャンプは、全部無事に、しかも有意義に終了しました。

これは、8月6日から2泊3日間、長野県蓼科高原で行われた中央青年学級教育キャンプの一コマです。

**市県民税 才2期分の納期は8月31日です**